**附　則**

この政令は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

# 条約

国際航路標識機関条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉

**条約第八号**

国際航路標識機関条約

前文

この条約の締約国は、

千九百五十七年七月一日に国際灯台協会が設立され、千九百九十八年に国際航路標識協会へと名称を改めたことを想起し、

海事界の利益及び環境の保護のための安全で経済的かつ能率的な船舶の移動を目的とする航路標識の改善及び継続的な調和における国際航路標識協会の役割を認識し、

千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約及び改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の規定を考慮し、

さらに、海事界の利益及び環境の保護のために航路標識を開発し、改善し、及び調和させることについては、国際機関によって最も調整が図られることを考慮して、

次のとおり協定した。

**第一条**　設立

1　この条約により、国際法に基づき、政府間機関として国際航路標識機関（以下「機関」という。）を設立する。

2　機関は、諮問的かつ技術的な性格を有する。

3　機関の所在地は、総会が別段の決定を行わない限り、フランスとする。

4　機関の運営に関する細目は、一般規則で定める。一般規則は、この条約の規定に従うが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則その他の機関の管理に関する基本文書とが抵触する場合には、この条約が優先する。

**第二条**　定義

この条約の適用上、

1　「航路標識」とは、安全かつ能率的な個々の船舶の航行及び船舶交通を促進するために設計され、又は運用される船舶外の装置、設備又はサービスをいう。この定義には、機関の運用上、船舶交通サービスを含む。

2　「加盟国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、この条約が効力を生じている国をいう。

3　「準加盟国」とは、領域又は領域の集合であってその国際関係について加盟国が責任を有し、かつ、当該加盟国が加盟を要請し、その加盟が総会によって承認されたもの及び附属書5の規定に基づく国際航路標識協会の国家会員のうち加盟国以外の国のものをいう。

4　「賛助加盟員」とは、販売のための航路標識の設備の製造者若しくは流通業者又は契約に基づき航路標識のサービス若しくは技術上の助言を提供する組織その他航路標識に関心を有する組織若しくは科学機関であって、加盟を申請し、理事会によって承認されたものをいう。

**第三条**　目的

機関は、次の目標を促進するため、航路標識の規制、提供、維持又は運用に関心を有する政府及び組織を協働させることを目的とする。

(a)　海事界の利益及び海洋環境の保護のために、世界的な航路標識の改善及び調和を通じて、安全かつ能率的な船舶の移動を促進すること。

(b)　航路標識に関する専門知識及び科学技術の開発及び移転に関する全ての事項についての技術協力及び能力開発の機会を促進すること。

(c)　航路標識に関する事項についての実行可能な最高基準が一般に採用されることを奨励し、及び促進すること。

(d)　機関が審議している事項についての情報の交換を可能にすること。

**第四条**　任務

機関が前条に定める目的を達成するための任務は、次のとおりとする。

(a)　非義務的な基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を策定し、及び提供すること。

(b)　加盟国、準加盟国若しくは賛助加盟員により、国際連合のいずれかの機関若しくは専門機関により、又は他の政府間機関により機関に付託された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書について審議し、及び勧告すること。

(c)　協議及び情報の交換（特に、近年の進展並びに加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の活動に関するもの）のための仕組みを提供すること。

(d)　加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で緊密な業務上の関係及び支援を促進することにより、国際協力を進展させること。

(e)　航路標識に関する支援を要請する政府、事業者及び他の組織に対する支援（技術上、制度上又は訓練上のいずれであるかを問わない。）を円滑にすること。

(f)　会議、シンポジウム、セミナー、研究集会その他の行事を開催すること。

(g)　適当な場合には専門的な助言を提供しつつ、関連する国際機関及びその他の組織と連絡を保ち、及び協力すること。

**第五条**　構成

1　機関は、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員で構成する。

2　領域又は領域の集合の国際関係について責任を有する加盟国は、事務局長に対し書面による通告を行うことにより、当該領域又は領域の集合の準加盟国の地位を要請することができる。

3　賛助加盟員の地位の申請については、申請者がその活動を行っている一若しくは二以上の加盟国又は申請者が業務を行う主たる場所若しくは登録された事務所が所在する一若しくは二以上の加盟国により当該申請の側面が審査されるよう、理事会は要求し、又は加盟国は要請することができる。理事会は、賛助加盟員の地位について決定するに当たり、審査を要請した加盟国及び審査を行った加盟国の見解を考慮する。

**第六条**　組織

1　機関は、次の諸組織を有する。

(a)　総会

(b)　理事会

(c)　機関の活動を支援するために必要な委員会及び補助組織

(d)　事務局

2　機関に、一の議長国及び一の副議長国を置く。議長国（議長国が不在である場合には、副議長国）は、総会及び理事会の議長となる。

3　一般規則及び財政規則には、各組織に適用され、かつ、機関の日々の管理を規律する手続規則を詳細に定めるものとする。